

(図) P.C.B.廃棄物の適正管理に関する問合せ先

お問合せ先

1. 電気機器にPCBが含まれているかどうか確認したい	03-3556-5883
一般社団法人 日本電機工業会 https://www.jema-net.or.jp/otanabane/sisetsubohanketsu_taisaku.html	
2. 照明器具、安定器の名前の内容からPCBが含まれているかを確認したい	
一般社団法人 日本照明工業会 03-6803-0885	
3. PCB濃度分析の検査機関を調べたい	
一般社団法人 日本環境測定分析協会 03-3878-2811	
4. 特別管理産業廃棄物管理責任者の講習会を申込みたい	
公益社団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 03-5607-5913	
5. 標榜PCBの分析・追跡の方法を申請したい	
公益社団法人 東京都環境公社 03-3649-8541	
6. 使用中のPCB含有電気工作物がある 経営産業省 関東東北産業保安監督部 電力安全課 045-6000-0386	
7. PCB廃棄物処理のための運送資金(貯蓄)について知りたい https://www.safey-hanote.net/seidankinbutsu/index.html	
8. 廃出・適正管理について質問がある 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 PCB処理対策担当 03-52388-3573	

福祉局

1 重点監査事項 〔障害者支援施設等におけるデジタル技術の活用支援について〕

〔選定理由〕	
福祉局及び保健医療局は、「『未来の東京』戦略」における都の基本戦略を踏まえ、都民サービス向上や民間事業者の負担軽減に資するDXの取組について、令和5年4月に「福祉・保健医療分野におけるDX加速化方針」を定め、令和6年3月には「福祉・保健医療分野 DX 推進計画」を策定し、実効性のある施策を推進している。	
少子高齢化に伴う労働力人口の減少等により福祉人材の確保が厳しさを増すなか、複雑化する福祉ニーズへの対応のため、福祉現場におけるDXの推進は急務であり、局は、民間事業者に対するデジタル技術の活用支援等の取組を各福祉分野において展開している。	
このうち、障害福祉分野では、以下の事業を実施し、デジタル技術の活用に向けて障害者支援施設等を支援している。	
1 障害者支援施設等におけるデジタル技術活用支援事業 障害福祉分野における業務の生産性や支援の質の向上に向けた取組を促進するため見守り用のデジタル機器やロボット介護機器等の導入経費や機器選定等に関するコンサルティング経費を支援する。	
2 障害福祉サービス等DX推進・人材育成支援事業（令和6年度新規事業） 障害福祉サービス事業者等が生産性向上に織密的に取り組む体制を確保するため、DXの取組を推進するリーダー職員を配置し、リーダー職員の育成や手当の支給を行う事業者を支援する。	
3 障害福祉人材の確保・定着に向けた事業所等支援事業（令和6年度新規事業） 業務効率化やDX化推進による職員の負担軽減について、専門家を派遣し、助言等を行うことで、障害福祉サービス事業所等の人材確保・定着を支援する。	
以上のことから、障害者支援施設等におけるデジタル技術の活用支援を重点監査事項に選定し、事業が適切に行われているかについて監査する。	
【着眼点】	
① 事業者に対する補助金の交付や委託事業は適正に行われているか（合規性）	
② 事業の実績や効果を適切に把握し、必要な見直し等を行っているか（効率性・経済性）	
③ 事業の実施が民間事業者の負担軽減や都民サービスの向上につながっているか（有効性）	
【結果の概要】	
1 障害者支援施設等におけるデジタル技術活用支援事業 局は、障害福祉分野における業務の生産性及び支援の質向上に向けた取組を促進するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害福祉サービス等を提供する施設・事業所に対して、表1の事業により、デジタル技術等の導入を支援している。	
表1の事業のうち、（1）は、利用者の見守り支援のための機器やロボット介護機器の導入に必要な経費を	

補助する事業であり、障害者（障害児）の夜間支援を行う入所施設及び共同生活援助事業所（以下「グループホーム」という。）を対象としている。

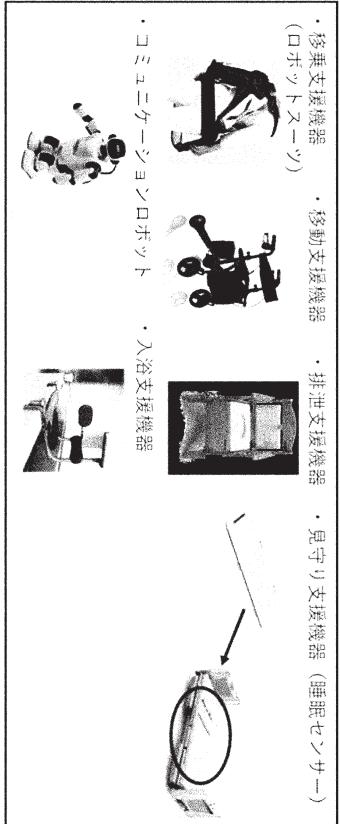
また、(2)は、支援記録作成や請求業務、勤怠管理等を行うための福祉・介護業務支援システム（以下「業務支援システム」という。）や業務支援システムを利用するための機器等の導入に要する経費を補助する事業であり、(1)事業の対象となる入所施設及びグループホームを除く障害福祉サービス等事業所を対象としている。

(表1) 農業補助金額

事業名	(1) 障害者支援施設等デジタル技術等活用支援事業	(2) デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援事業
補助対象事業者	入所施設（障害者支援施設・福利型・医療型障害児・人間施設）・グループホーム	障害福祉サービス等を提供する内の施設・事業所の対象施設・事業所を除く
補助対象経費	デジタル機器（見守り支援機器・情報共有機器・ソフトウェア・通言環境整備等の一括的整備）・ロボット介護機器（移乗支援・移動支援・排泄支援・見守り・コミュニケーション・入浴支援機器）	業務支援システム（注）導入等経費（ソフトウェア・クラウドサービス、ハードウェア、通信環境整備等）
（注）①事業所での業務を支援するソフトウェアで、記録業務・情報共有業務・請求業務を一気通貫（転記等の業務が発生しない）で行うことが可能なもの ②バックオフィス業務（勘定管理、人事、給与、ホームページ作成等）のためのソフトウェアで一気通貫の環境が実現できるもの	機器の選定や機器を活用した業務改善に関するコンサルティング経費	業務支援システムの選定やシステムを活用した業務改善に関するコンサルティング経費

(注) ①事業部での業務を支援するソフトウェアで、記録業務、情報収集業務、請求業務を一気通貫(軒記等の業務が発生しない)で行うことが可能なもの
②バックオフィス業務(創立管理、人事、給与、ホームページ作成等)のためのソフトウェアで一気通貫の環境が実現できるもの

(参考) 小少トド漫機器ノ例



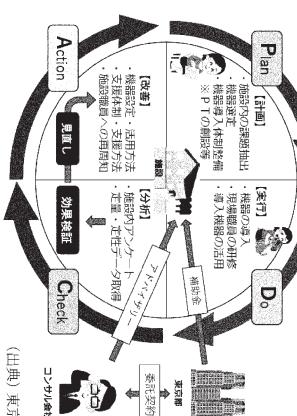
(1) 障害者支援施設等デジタル技術等活用支援事業 ア 事業開始の経緯について

本事業は、令和2年度に「障害者支援施設ICT機器導入支援モニタリング事業（以下「モデル事業」という。）」として開始している。モデル事業は、選定されたモデル施設（障害者支援施設）が、図1のPDCAサイクル

-102-



(注) 障害者支援施設等の介護ロボット等導入を支援する事業を行う都道府県等に対する補助事業



(出典) 東京都障害者支援施設デジタル通信 Vol. 1

輔助事業

令和6年度の本事業における補助基準額及び補助率は表2のとおりであり、補助基準額は施設種別及び施設員によって細分化されている。また、施設種別ごとの補助金交付実績は表3のとおりである。

(表2) 補助基準額及補助

施設種別	施設定員	補助基準額	補助率	施設種別	施設定員	補助基準額	補助率
障害者支援施設	20人以下	6,660	2,000	デジタル機器及び 口ボット介護機器の導入	5人以下の導入	ロボット介護機器	ロボット介護機器
	21人以上40人以下	9,990	3,000				
	41人以上60人以下	16,650	5,000				
	61人以上	20,000	6,000				
人所施設	20人以下	5,600	2,000				
福祉型障害児 人所施設	21人以上40人以下	8,400	3,000				
	41人以上60人以下	14,000	5,000				
	61人以上	16,800	6,000				
医療型障害児 人所施設	130人以下	15,000	6,000				
	131人以上170人以下	7,000	2,000				
	171人以上	19,000	8,000				
ダループルーム	7人以下	980	3,000				
	8人以上14人以下	1,400	4,000				
	15人以上	2,000	1,500				

(注) 補助基準額は機器選定等に関するコンサルティング経費を含んだ金額である

-103-

(表3) 補助金交付実績
(単位:件、千円)

施設種別	施設数 (令和6年4月現在)	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
障害者支援施設	138	14	64,285	15	114,838	6	50,333
福利型障害児入所施設	17	1	5,472	—	—	—	—
医療型障害児入所施設	12	—	—	—	—	—	—
グループホーム	923	8	6,623	7	7,446	5	5,298
合計	1,090	23	76,380	22	122,284	11	55,631

補助事業の対象となる施設数は、令和6年4月現在で1,090施設である。このうち、事業を開始した令和2年度から令和6年度までで、累計67施設(交付金額339,010千円)が補助金の交付を受けている。

本監査では、令和6年度交付実績11件の補助金交付手続について確認したところ、指摘等すべき事項は認められなかった。

ウ 事業効果について

事業効果については、補助金交付を受けた事業者から提出される「業務改善計画書」及び「事業報告書」により把握しており、本監査では令和6年度交付実績11件の「業務改善計画書」及び「事業報告書」を確認した。これらの報告書の中では、ロボット介護機器等の導入前後の業務時間数を比較して算出する時間業務時間数削減率や一月当たりの費用縮減額といった定量的指標に基づく事業効果とともに、職員や利用者の身体的・精神的負担軽減や支援の質向上といった定性的な事業効果や今後の更なる機器等の活用を促す計画及び実績の報告を求めており、事業効果を把握し、事業者の気づきや今後の課題、気づき等についての内容となっている。令和6年度交付実績における主な事業効果等については表4のとおりである。

(表4) 主な事業効果等について

報告事項	導入機器	報告内容
導入効果	見守り支援機器	・夜間巡回の回数・時間の削減や利用者の状況の可視化による職員の精神的負担軽減につながる ・利用者の睡眠リズムに合わせた支援が可能となる ・利用者の睡眠状況の把握による健康管理(医師への相談等)や安全確保(夜間巡回事故防止等)に役立てることができる
導入効果	移乗支援機器・入浴支援機器	・支援時間の短縮・支援効率(職員数)の減少によるスマートな支援の実現 ・腰痛防止等の職員の身体的負担軽減につながる ・利用者が安心かつ安全な移乗を行うことができる
今後の課題・気づき等	見守り支援機器	・全職員が使いこなせるよう、機器の機能や操作方法について周知し、活用を促すことが必要である ・利用者一人一人の状態に合わせた機器の設定が必要である
今後の課題・気づき等	移乗支援機器・入浴支援機器	・台数が限られており利用者に待ち時間が発生するため、機器導入を進める必要がある

エ 事業周知及び情報発信について

令和6年度は、補助対象事業者に対するメール周知や東京都障害者サービス情報ホームページ(以下「都ホームページ」という。)への事業情報の掲載、社会福祉法人東京都社会福祉協議会の業種別部会での周知(注)等により、事業の内容や補助金交付申請に必要な情報について周知及び発信を行っている。

また、本事業は、交付申請に当たり事業者が導入機器等の選定や活用を行う必要があるが、多くの事業者

はロボット介護機器等に関する情報をしておらず、どのような機器等の導入が効果的かといった点や、導入の進め方、業務改善手法に関するノウハウがないという現状がある。そこで、局は、モデル事業の事例を活用し、都ホームページにおいてロボット介護機器等の役割とその導入事例、導入効果について表5のとおり広く普及啓発している。

(注)社会福祉各法に基づく福祉施設や団体、介護保険法や障害者総合支援法などに位置付けられた事業者が会員として業種ごとに行う部会活動

(表5) 普及啓発の状況

区分	内容
第一回	・デジタル機器・ロボット介護機器の役割 ・デジタル事業について
第二回	見守り支援機器(睡眠センサー)の導入事例
第三回	見守り支援機器(眠管理システム)の導入事例
第四回	排泄支援機器の導入事例
第五回	移乗支援機器の導入事例
第六回	情報共用機器及び通信機能整備の導入事例 ・令和3年度モデル事業における取組内容紹介
第七回	・脳梗塞患者等導入のポイント ・デジタル機器等導入のポイント ・モデル講演(障害者施設のDXに向けて) ・モデル施設による事例発表
モデル事業成果報告会	

さらに、局は、障害福祉サービス事業者等におけるロボット介護機器等の導入の参考に資するよう、障害者支援施設等デジタル技術等活用支援事業補助金交付要綱(令和6年6月4日付6号)により公表しなければならないと定めている。しかしながら、事業が完了している令和5年度補助事業者の公表状況について確認したところ、22事業者のうち13事業者について公表状況を確認できなかつたことから、別項指摘事項との取り改善を求めた。

オ 今後の事業展開について

補助金交付実績については、表3のとおり、令和4・5年度は20施設程度で推移していたが、令和6年度は11施設と減少している。減少の原因について、局は、補助対象機器のうち見守り支援機器の導入実績が減少(令和5年度18施設・令和6年度4施設)したことにあるとしている。なお、局は、より詳細な原因分析や事業者のニーズ等の把握を行うため、令和7年度に事業者を対象としたアンケート調査を行うとしている。

また、局は、令和6年7月に実施したデジタル技術等導入状況に係るアンケート調査結果(回答数1,321件)により、デジタル技術等の導入に当たり、事業者は①導入すべき機器が分からない(28.6%)、②機器を導入するための予算がない(20.1%)、③職員が使いこなせない(15.3%)といった課題があることを確認している。局は、これらの課題に対応するため、表6のとおり令和7年度からガイドライン作成や補助対象の拡充等を行い、効果的な機器選定方法や導入の進め方等の情報発信の強化や補助事業の活用促進に取り組んでいる。

(表6) 今後の対応 課題		今後の対応	
① 導入すべき機器が分からない	・ロボット介護機器等の導入促進を図るため、新たに障害福祉サービス種別ごとのガイドラインを作成して取組事例や取組方法を紹介 ・「障害福祉人材等の確保・門アドバイザーの支援等と連携し補助事業の活用を促していく」	・「障害福祉サービス等の確認保証・門アドバイザーの支援等と連携し補助事業の活用を促していく」	(2) 事業の補助対象事業者に入所施設・グループホームを追加 (1) 事業の補助対象事業者に短期入所・訪問系サービス事業所を追加 ・交付申請の受け回数を年1回から年2回に増やすなど、補助金の活用促進を図る
② 機器を導入するための予算がない、	・「障害福祉サービス等DX推進人材育成支援事業(後述)」によりDX人材を育成し、事業所内のDX活用の取組を推進	・「障害福祉サービス等DX推進人材育成支援事業(後述)」によりDX人材を育成し、事業所内のDX活用の取組を推進	③ 職員が使いこなせない

(2) デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援事業

ア 事業開始の経緯について

本事業は、国の障害福祉分野のICT導入モデル事業(注)等を活用し、ICT機器活用による生産性向上の取組を促進すること及び新型コロナウイルスの感染拡大を防止することを目的とし、令和2年度に「ICT機器活用による障害者居宅介護事業所等支援事業」として開始している。令和2年度は補助対象事業者を都内に所在する居宅介護等の訪問系の障害福祉サービス等を提供する事業所に限定していたが、令和3年度からは他の障害福祉サービス事業所に拡大している。

(注) 障害福祉サービス事業所等のICT導入を支援する事業を行う都道府県等に対する補助事業

イ 补助事業について

令和6年度の本事業における補助基準額及び補助率は表7、補助金交付実績は表8のとおりである。

(単位:千円)

(表7) 补助基準額及び補助率		システム選定等に関する コンサルティング経費	
補助対象事業者	業務支援システム導入等経費	補助基準額	補助率
障害福祉サービス事業所等	1,000	3/4	260

(単位: 件)

(表8) 补助金交付実績	
補助対象事業者	事業所数(注)
補助対象事業者	令和4年度 (令和6年4月現在)

(単位: 千円)

補助対象事業者	事業所数(注)	令和4年度 件数	金額	令和5年度 件数	金額	令和6年度 件数	金額
障害福祉サービス事業所等	13,240	47	20,024	168	49,389	119	40,913

(注) サービス種別ごとに算定しているため、複数サービスを運営している事業所は重複して数に含まれている。

補助事業の対象となる事業所数は、令和6年4月現在で13,240事業所である。このうち、事業を開始した令和2年度から令和6年度まで、累計399事業所(交付金額141,203千円)が補助金の交付を受けている。

本監査では、令和6年度補助金交付実績119件のうち25件を抽出し、補助金交付手続について確認した。また、令和2年度から令和5年度の補助事業者(280事業所)に対して提出を求めるべき消費税及び地方消費

費税の仕入控除税額報告書について確認したところ、局は提出を求めていなかつたため、別項指摘事項のとおり改善を求めた。

ウ 事業効果について

事業効果については、補助金交付を受けた事業者から提出される「事業計画書」及び「事業報告書」により把握しており、本監査では、令和6年度交付実績119件のうち25件の「事業計画書」及び「事業報告書」を確認した。これらの報告書の中では、デジタル機器等の導入前後の業務時間数を比較して算出する年間業務時間数削減率や年間作成文書量削減率、費用縮減額といった定量的指標に基づく事業効果とともに、デジタル機器等の導入による業務の変化や職員の業務負担軽減、支援の質向上といった定性的な事業効果や業務効率化で確保できた業務時間の活用方法、機器導入の推進方法等についての計画及び実績報告を求め、事業効果を把握している。令和6年度交付実績における主な事業効果等については表9のとおりである。

(表9) 主な事業効果等について

報告事項	報告内容
業務効率化及び職員の負担軽減の状況	・支援記録作成等のシステム化により、情報共有の強化、帳記の手間や記録漏れの軽減、支援記録作成時間の短縮につながる ・PC等の端末台数の増加により複数人での作業・業務分担が可能となり、業務効率化や職員の負担軽減につながる ・サービス提供の記録から請求業務までの一元化が可能となり、業務負担軽減、転記作業による事務負担の削減につながる
業務効率化で確保できた時間の活用方法	・支援記録やイベント企画、活動内容の検討等、支援の質向上につながる業務時間の確保 ・研修受講や勉強会の開催等、職員の専門知識や支援スキルの向上のための時間を確保することができた ・残業時間の減少につながった

エ 事業周知及び情報発信について

令和6年度は、上述の(1)事業と同様の方法により事業の内容や補助金交付申請に必要な情報について周知及び発信を行っている。

また、局は、業務支援システム等の導入を検討する事業者の参考に資するため、都ホームページにおいて令和2年度から令和5年度までの補助事業者ごとのサービス種別・導入システムの名称等を公表している。導入効果については、デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援事業補助金交付要綱(令和6年4月付6福社障地第233号)において、(1)事業と同様に事業者のホームページ等により公表しなければならないと定めているが、事業が完了している令和5年度補助事業者の公表状況について確認したところ、抽出した85事業所のうち79事業所については公表状況を確認できなかったことから、別項指摘事項のとおり改善を求めた。

オ 今後の事業展開について

補助金交付実績については、令和5年度から補助対象事業所数を「1法人につき1事業所まで」としてい制限を撤廃したことにより、表8のとおり増加している。

また、局は、(1)事業と併せて令和6年7月に実施したデジタル技術等導入状況に係るアンケート調査

東京都公報

結果（上述）に基づき、表 10 のとおり、令和 7 年度からガイドライン作成や補助対象の拡充等を行い、効果的な機器選定方法や導入の進め方等の情報発信の強化や補助事業の活用促進に向けて取り組んでいます。

（表 10）今後の対応

課題	今後の対応
① 導入すべき機器が分からぬ（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> デジタル機器等の導入促進を図るため、新たに障害福祉サービス種別ごとのガイドラインを作成して取組事例や取組方法を紹介 「障害福祉人材の確保・定着に向けた事業所等支援事業（後述）」の専門アドバイザーの支援等と連携し補助事業の活用を促していく
② 機器を導入するための予算がない	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象事業者による施設・グレーフホームを追加 補助基準額の拡充 システム導入等経費：一律 100 万円→133.4 万円～666.7 万円（職員数に応じて変動） コンサルティング経費：26 万円→100 万円 交付申請の受け回数を年 1 回から年 2 回に増やすなど、補助金の活用促進を図る
③ 職員が使いこなせない（再掲）	「障害福祉サービス等 DX 推進人材育成支援事業（後述）」により DX 人材を育成し、事業所内の DX 活用の取組を推進

2 障害福祉サービス等 DX 推進人材育成支援事業

ア 事業開始の経緯について

局は、上述の事業によりデジタル機器等の導入経費に対する補助を実施することで、事業所外部からのアプローチとして DX 推進及び業務の生産性向上の取組を推進してきたが、事業所内部に専門性を持つ人材がない場合は、DX 推進の取組が一過性のものとなり、継続的に生産性向上の取組を進められないおそれがあるという課題があった。このため、事業所の DX を推進するリーダー職員（以下「DX 推進人材」という。）の配置及び育成を行うことで DX への継続的な対応力を向上させ、より効果的に事業所内の DX を推進していくことを目的として、令和 6 年度から本事業を開始している。

イ 補助事業について

本事業は、表 11 のとおり障害福祉サービス等事業所を設置する法人（約 4,000 法人）を対象として、DX 推進人材による経費を補助する事業であり、令和 6 年度の補助金交付実績は表 12 のとおりである。また、本事業は、事業者向け周知、補助金交付申請書・実績報告書等の受付及び審査、事業者からの問合せ対応等に係る業務を公益財團法人東京都福祉保健財團（以下「財团」という。）に表 13 のとおり委託している。

（表 11）事業の概要			
事業名	障害福祉サービス等 DX 推進人材育成支援事業	実施委託（概算契約）	（単位：法人、事業所、人、千円）
補助対象事業者	障害福祉サービス等を提供する都内の施設・事業所を設置する法人 （上述の 1 (1) 及び (2) の補助対象施設・事業所と同様）		
補助対象経費	DX 推進人材への手当等に係る経費		
DX 推進人材の定義	DX 推進人材が研修期間に不在となる際の代替職員雇用費等		
補助基準額	法人内の各事業所においてデジタル機器やロボット介護機器等の導入や効果的な活用に取り組み、障害福祉現場における生産性向上をけん引するリーダー職員 1 名当たり 50 万円（1 法人当たり 2 名まで）（注）1 法人当たり最大 3 年間申請可能		
補助率	10/10		

（表 12）補助金交付実績			
補助対象事業者	契約件名	契約期間	契約金額
障害福祉サービス事業所等	法人数 事業所数 支給対象者数 金額	令和 6 年度 令和 6.4.1～令和 7.3.31	（単位：千円） 65 74 122 40,049

（表 13）契約の概要			
合と 6 年度障害福祉サービス等 DX 推進人材育成支援事業	契約件名	契約期間	契約金額
合と 6 年度障害福祉サービス等 DX 推進人材育成支援事業	美施委託（概算契約）	令和 6.4.1～令和 7.3.31	15,300

本監査では、表 12 の補助金交付実績 65 法人のうち 17 法人を抽出し、補助金交付手続について確認した。また、表 13 の委託契約について確認したところ、問題点が認められたため、別項指摘事項のとおり改善を求めた。

ウ 事業効果について

事業効果については補助金交付を受けた法人から提出される「DX 推進計画書」及び「DX 推進報告書」により把握しており、本監査では、令和 6 年度交付実績 65 法人のうち 17 法人の「DX 推進計画書」及び「DX 推進報告書」を確認した。これらの報告書の中では、DX 推進人材の対象者ごとに DX による取得資格や研修受講履歴、法人（事業所）内での具体的な活動内容や活動による効果（新たな機器の導入、職員の負担軽減、サービスの質向上等）等についての計画及び実績の報告を求め、事業効果を把握している。令和 6 年度交付実績における主な事業効果等については表 14 のとおりである。

(表14) 主な事業効果等について

報告事項	報告内容
DXに係る取得資格等	ITバスポート研修、DX推進人材養成研修、ITバスポート研修、介護・障害福祉事業者向けDX研修、Word・Excel等による研修履歴
具体的な活動内容	・業務支援システムやデジタル機器、デジタルツール等の導入（システム・機器の選定・導入作業、職員向けマニュアル作成、操作説明会の実施等） ・DX研修受講及び受講内容の職場還元（勉強会の開催） ・業務支援システム等の導入による業務作業時間削減、業務作業誤り減少、情報共有の強化等の業務効率化につながる ・マニュアル作成や説明会の実施等により職員全体のデジタルツール活用スキルが向上し、業務への定着につながる ・研修受講による知識獲得により、從来外部業者へ委託していた機器設定等を社内で実施することで柔軟な対応やコスト削減につながる
活動による効果等	

I 事業周知及び情報発信について

令和6年度は、補助対象法人に対する事業案内の発送や財团ホームページへの事業情報の掲載、社会福祉法人東京都社会福祉協議会の業種別部会での周知等により事業の内容や補助金交付申請に必要な情報について周知及び発信を行っている。

オ 今後の事業展開について

令和6年度の補助金交付実績は表12のとおりであり、当初想定の50法人を上回る実績(65法人)であった。本事業は、1法人当たり最大3年間申請可能であるため、令和7年度は、令和6年度の補助法人に加え、同程度規模で新規申請法人数を見込んでおり、引き続きDX推進人材の配置や育成の推進に向けて取り組んでいくとしている。

また、令和7年度においては、後述のとおり、①(1)及び②(2)事業及び3事業とともに補助対象事業者に向けた事業内容の情報発信を行うなど、本事業の活用促進に向けて取り組んでいる。

3 障害福祉人材の確保・定着に向けた事業所等支援事業(生産性向上等への取組支援)

ア 事業開始の経緯について

局は、令和4年度に「東京都内障害福祉サービス事業所・施設等の障害福祉人材の育成・定着に向けた実態調査及び課題分析」を実施している。本調査の結果、入職後における仕事の印象として、「福祉・介護業務以外の業務業務が多い」との回答が多く、職員の業務負担への負担が大きい状況が課題として挙げられていた。そこで、職員の業務負担軽減(DX推進や業務フローの見直し等)に向けた取組を支援するため、令和6年度から本事業を開始している。

イ 委託事業について

本事業は、職員の業務負担軽減に向けた取組への支援を希望する障害福祉サービス事業所等に対してDX推進や業務改善に係る専門アドバイザーを派遣し、個別支援を行う事業である。本事業は表15の委託契約により実施しており、委託内容及び事業の実施状況は表16のとおりである。

本監査では、表15の2件の委託契約について確認したところ、指摘等すべき事項は認められなかつた。

(表15) 契約の概要

契約件名	契約期間	(単位：千円)
障害福祉人材の確保・定着に向けた事業所等支援事業 (生産性向上等への取組支援)	令和6.8.27～令和7.3.31	8,934
障害福祉人材の確保・定着に向けた事業所等支援事業 (生産性向上等への取組支援)	令和6.8.28～令和7.3.31	8,555
合計		17,489

(表16) 委託内容及び事業の実施状況

区分	特別区	多摩地域
支援対象事業者	障害福祉サービス等を提供する都内の施設・事業所 (上述の1.(1)及び(2)事業の補助対象施設・事業所と同様)	
委託内容	事業所への業務効率化等の取組支援(個別支援) 上記の個別支援事例についての事例報告会の開催	
個別支援実施状況	応募数 65事業所	
事例報告会実施状況	実施月日 令和7.3.6	20事業所 令和7.3.11
	参加者数 90名	127名

ウ 事業効果について

本事業では、受託者の専門アドバイザーが図2の流れで個別支援を行い、DXの推進や業務フローの改善等を通じて事業所の抱える課題解決を図るものとなっている。

支援を受けた37事業者の個別支援報告書を確認したこところ、事業所へのヒアリング等による詳細な現状把握や課題整理に基づき、課題に応じた具体的な解決策が提示されていた。また、モニタリング後の状況として、支援の成果や今後の見通し、改善の方向性等が示されており、支援対象事業者が継続して業務改善に取り組むことを促す内容となっていた。

(図2) 個別支援の流れ



実施期間：令和6年10月～令和7年2月

また、本事業では、他の障害福祉サービス事業所の生産性向上に向けた取組の参考に資することを目的として、個別支援内容に係る事例報告会を実施している。事例報告会には障害福祉サービス事業所の職員等217名が参加しており、局は改善事例等の事業の成果について、広く情報発信を行っている。

I 事業周知及び情報発信について

令和6年度は、上述の①(1) 及び②(2) 事業と同様の方法により事業の内容や個別支援への応募に必要な情報について周知及び発信を行っている。

また、本事業では、専門アドバイザーによる課題の聴取・整理を行う中で、業務支援システム等のDXを活用した業務効率化を解決策として提示されている事業所が認められた。事業所のDX推進には上述の①及び②の補助事業（以下「両事業」という。）の活用が有効であることから、局は、事業者に対して1~3事業の一体的な活用を促すことで、事業効果が高まっていくとしている。

そこで、本事業の個別支援時などにおいて、両事業の活用を促す取組等を行っているか確認したところ、本事業の実施時期が契約不調により当初予定期より後ろ倒しとなってしまったことにより、令和6年度についても両事業の活用が困難な状況となっていた。

これに対して、局は、令和7年度については、監査日（令和7年5月27日）現在、以下のよう取組を行い、事業相互の活用を促し、より効果的な取組が行えるように情報発信を行っている。

- ・本事業の募集期間を令和7年5月16日から同月29日とすることで専門アドバイザーの支援を受けた事業所が両事業の令和7年度補助金の活用が可能となるように事業実施時期を見直している。
- ・本事業の募集案内や申込希望者を対象としたオンライン説明会動画において、両事業の事業内容について紹介し、積極的な活用を促している。

オ 今後の事業展開について

事業の実施状況は表16のとおりであり、当初40事業所を予定していたところ、募集数を上回る応募があり、41事業所を選定している。実績としては、業務都合による途中辞退者4事業所を除く37事業所が個別支援を受けており、本事業には一定の需要があり、全ての支援対象事業者が業務改善に取り組んでいる。局は、令和7年度も引き続き同程度の規模（40事業所）で本事業を継続するとともに成果報告会を実施するとしている。また、上述のとおり、情報発信を強化し、本事業の活用促進に向けて取り組んでいく。

【監査委員からの所見】

障害福祉分野における複雑化するニーズへの対応や福祉人材の確保に歴々が増す中、局は、ロボット介護機器やICT機器などデジタル技術の普及促進を図るとともに、DXの導入や継続的な活用をけん引するリーダーの育成等についても事業者の支援に取り組んできた。今後も局は、障害福祉分野におけるデジタル技術の活用を促進するための普及啓発を進めていくとともに、補助実績を分析・検証し事業者の抱える課題を把握した上で制度の改善充実を図るなど、サービス向上や業務改善に取り組む事業者に対する支援を継続的に進めていく必要がある。あわせて、局は、手続面で電子申請の活用を図るなど、事業者の負担軽減に資するDX活用を積極的に進めていく必要がある。

2 指摘事項等

〔指摘事項〕

（重点監査事項）（歳出）

(1) 仕様書の委託業務内容を契約期間に応じて定めるべきもの
障害者施策推進部及び高齢者施策推進部は、表1のとおり、令和6年度分の補助金交付に係る事業周知、交付申請書及び実績報告書の受付・審査、確定通知書の送付等の事務を公益財團法人東京都福祉保健財團（以下「財團」という。）に委託している。財團に事務を委託している補助事業の概要は表2のとおりである。

表2の補助事業については、補助事業者に対する実績報告書の提出期限が令和7年4月上旬に設定され、実績報告書の受付後に実績報告書の審査を行い、補助金額を確定し、確定通知書を交付している。一方、表1の契約期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までであることから、仕様書に記載された業務内容のうち一部の業務が契約期間とは一致しない業務内容であることが認められた。また、財團から提出された事業実績報告書を確認したところ、これらの令和7年4月以降に実施した業務の実績についても、表1の委託契約の業務実績として報告させてることが認められた。

このことについて、両部は、令和7年4月以降に実施する業務について、表1の委託契約の仕様書に定めがあり財團から実績報告を受けているものの、実際は、令和7年度の同契約において財團に業務を履行させて委託料を支払っており、表1の委託契約における支出金額は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの業務に対するものであるとしている。この点について、表1の委託契約の支出金額内訳を財團の決算資料などにより確認したところ、監査を実施した限りにおいて、支出金額は令和6年4月1日から令和7年3月31日までに財團が履行した業務に対する支由（事務費・人件費）となっていることが確認できた。

しかしながら、仕様書は、契約期間において財團が行うべき業務内容を規定するものであり、両部は、仕様書に基づいて履行状況の確認や委託料の支出を行うのであるから、仕様書で定めた委託業務内容と契約期間及び委託料の支出内容との間にかい離が生じることは適正でない。両部は、仕様書の委託業務内容を契約期間に応じて定められたい。

（福祉局）

報 公 都 京 東

(表1) 契約の概要

項目番号	契約件名	契約期間	契約金額	支出金額	所管部
1	令和6年度障害福祉サービス等DX推進人材育成支援事業実施委託(概算契約)	15.300.000	2,848,838	障害者施設部	
2	令和6年度障害福祉サービス事業所職員奨学金返済・育成支援事業実務委託(概算契約)	6.4.1~12.31	8,696,961	推進部	
3	令和6年度介護現場改革促進等事業の実施委託(概算契約)	令和7.3.31	62,242,000	49,507,497	高齢者施設部
4	令和6年度介護DX推進人材育成支援事業実施委託(概算契約)	14.379,000	12,294,925	推進部	

(単位:円)

(表2) 補助事業の概要

項目番号	補助事業名	事業の概要
1	障害福祉サービス等DX推進人材育成支援事業	DXの推進により障害福祉現場における生産性向上の取組を推進する事業者を支援する。
2	障害福祉サービス事業所職員奨学金返済・育成支援事業	障害福祉サービス事業所が、福祉・介護業務未経験者等を育成する事業者を支援する。
3	介護現場改革促進事業	①デジタル機器導入等で支援する。 ②次世代介護機器導入促進支援事業 ③介護事業所が、次世代介護機器導入・見守り支援機器の導入と通信環境整備等の一体整備に必要な経費の一部を支援する。 ④人材育成促進支援事業 ⑤介護職員キャリアパス・人材育成の仕組みの構築・改善に取り組む事業者を支援する。
4	介護職員キャリアパス・人材育成支援事業	「介護プロフェッショナルキャリア段階制度」を活用し、介護職員の育成・定着を図る介護事業者を支援する。

(重点監査事項)(歳出)

(2) 分割交付ごとの執行計画及び執行状況を確認した上で概算払を適正に行うべきもの

概算払とは、支払うべき債務金額が確定する前で、かつ、相手方の義務履行前の経費について、あらかじめ概算額の全部又はその一部を相手方に交付し、後日、債務金額が確定したときに精算を行うものである。概算払は、相手方に資金の便宜を与えるものであることから、分割して概算払を行う場合は、東京都会議事務規則(昭和3.9年東京都規則第8-8号)第8.3条第5項によりその都度の精算は省略できるものの、分割交付ごとの執行計画及び執行状況を把握し、交付する資金の額は必要最小限とす必要があるとされている。

ところで、障害者施策推進部及び高齢者施策推進部は、表3のとおり、公益財團法人東京都福祉保健財團(以下「財団」という。)と委託契約を締結している。これらの委託契約は、仕様書において契約金額を発注限度額とした概算契約とされ、委託料は四半期ごとに支ねうと定められており、契約金額の支払状況、財団からの事業実績報告に基づく実績額、財団からの返還額は表4のとおりである。

そこで、両部が四半期ごとに執行計画及び執行状況を把握した上で支払を行っているか確認したところ、両部は、第2四半期以後、財団から分割交付ごとの執行計画及び執行状況を微取しており、支払金額が必要最小限の支出し額となつているか確認することなく、契約書で定めた四半期ごとの支払内訳のとおりに委託料を支払っている事例が認められた。その結果、委託完了後、財団から提出された事業実績報告に基づき、両部は委託料の額を確定し、表4の返還額についておらず、支払金額が必要最小限の支出し額となつていていたが、支払額の8割以上又は5割程度が返還となつていても(表4項目番1及び項目番5)があるなど、交付する資金の額が必要最小限であるとは言えない状況となっている。

両部は、分割交付ごとの執行計画及び執行状況を確認した上で概算払を適正に行わせたい。

(福祉局)

(表3) 契約の概要

項目番号	契約件名	契約期間	契約金額	所管部
1	令和6年度障害福祉サービス等DX推進人材育成支援事業実施委託(概算契約)【再掲】	15.300.000	障害者施設部	
2	令和6年度障害福祉サービス事業所職員奨学金返済・育成支援事業実務委託(概算契約)【再掲】	12,879,000	推進部	
3	令和6年度東京都障害者虐待防止・対策支援事業に係る業務委託(概算契約)	57,943,000		
4	令和6年度障害福祉サービス等事業者に対する経営管理研修事業等実施委託(概算契約)	令和6.4.1~7.3.31	129,475,000	
5	令和6年度介護施設等における掃除・配膳口ボット導入支援事業委託(概算契約)	12,249,175	高齢者施設部	
6	令和6年度介護現場改革促進等事業の実施委託(概算契約)【再掲】	62,242,000	推進部	
7	令和6年度介護DX推進人材育成支援事業実施委託(概算契約)【再掲】	14.379,000		

(表4) 表3の委託契約における概算払の状況

(単位：円)

項番	契約金額	概算払の状況					実績額 (B)	返還額 (A-B)
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計(A)		
1	15,300,000	4,233,000	3,421,000	4,229,000	3,417,000	15,300,000	2,848,838	12,451,162
2	12,879,000	3,628,000	2,813,000	3,626,000	2,812,000	12,879,000	8,696,961	4,182,039
3	57,943,000	14,000,000	18,000,000	18,000,000	7,943,000	57,943,000	50,417,946	7,525,054
4	129,475,000	39,993,000	29,954,000	34,815,000	24,713,000	129,475,000	105,312,372	24,162,628
5	12,249,175	3,062,000	3,062,000	3,063,175	12,249,175	6,249,277	5,999,898	
6	62,242,000	21,200,000	19,842,000	21,200,000	(注E) -	62,242,000	49,507,497	12,731,503
7	14,379,000	5,065,000	4,253,000	5,061,000	(注E) -	14,379,000	12,294,925	2,084,075

(注) 第4四半期分の支出に際して執行状況を確認した結果、令和7年3月19日付で契約金額の減額変更を行っている。

(参考) 分割概算払で精算を省略することができる経費について（平成11年4月1日付10出総第2050号会計管理局通知）

1 分割概算払における精算を省略することができる経費規則第83条第4項に規定する「会計管理者が別に定めるもの」は、分割して概算払をする場合において、次の条件のすべてを満たすもののうちから、局長又は所長がその都度の精算を省略する必要性を認めたものとする。

(1) 支払先が、東京都監理団体等の信頼のある団体であると局長又は所長が認めたものであって、その都度の精算を省略しても、適切な資金の管理を行うことができること。

(2) 局長又は所長は、支払先における年間及び分割交付ごとの執行計画及び執行状況を把握すること。

(3) 支払時期及び分割交付ごとの支払予定期が契約書又は要綱等に明記してあること。この場合において、交付する資金の額は、適正な金額を算定の上、必要最小限度とすること。

(注) 規則では改正により第5項となっているが、通知では第4項のままでなっている。

(重点監査事項) (歳出)

(3) 資金前渡による支出手続を適正に行うべきもの

東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第8-8号）第7-6条第1項第2-8号では、即時支払をしなければ物件の購入等が困難なものに要する経費について、必要な資金を前渡（以下「資金前渡」という。）することができるとされている。この資金前渡に係る経費については、「東京都会計事務規則第7-6条関係の解釈・運用等について（通知）（令和4年3月31日付3会管会第905号）」により、経費の支出方法が資金前渡以外にはないと判断される経費であることが必要とされている。

また、同経費については、資金前渡を受けた者に対する契約事務の委任に関する規則（昭和39年東京都規則第1-3-9号）において、資金前渡受取者は、その交付を受けた資金の範囲内において、売買、貸借、請負その他の契約に関する事務を委任される旨が定められており、資金交付後に契約その他の手続が可能となる。

そこで、障害者施策推進部及び立川児童相談所で資金前渡の手続について確認したところ、次のとおり適正でない事例が認められた。

① 部は、表5の公益財團法人東京都福祉保健財團（以下「財團」という。）との契約に係る委託料の支払について、概算払により四半期ごとに支払っている。四半期ごとの委託料の支払は契約書にあらかじめ規定されたものであることから、経費の支出方法が資金前渡以外ではないと判断される経費ではないが、部は、第1四半期の委託料の支払について、表6のとおり資金前渡による支出を行っている。

② 所は、表7のとおり資金前渡による支出を行っているが、このうち項番1、項番2及び項番3のうち2台分の保管料について、資金前渡を受ける前に契約権限を持たない者が物品の購入又は保管場所の賃借を行っている。また、項番3は、令和7年度分の保管料についても令和6年度予算で支出している。

部及び所は、資金前渡による支出手続を適正に行われたい。

(福祉局)

(表5) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
令和6年度障害福祉サービス等DX推進人材育成支援事業実施委託（概算契約）【再掲】	令和6.4.1～令和7.3.31	15,300,000

(表6) 資金前渡による支出手続の状況（障害者施策推進部）

(単位：円)

支出金額	財团請求日	起案決定日	前渡金交付日	支払日	精算日
4,233,000	令和6.6.4	令和6.6.18	令和6.6.28	令和6.6.28	令和6.7.2

(表7) 資金前渡による支出手続の状況(立川児童相談所)

(単位:円)

項目番号	件名	支出金額	物品の納入日 ・保管期間	起案決定日	前渡金交付日	支払日
1	空気清浄機の購入	264,000	令和6.4.2	令和6.4.18	令和6.4.30	令和6.5.7
2	学習机と椅子の購入	25,960	令和6.12.27	令和7.1.7	令和7.1.17	令和7.1.17
3	ダイヤ保管料の支出	24,750	(3台分) ①～令和7.2.27 ②～令和7.5.26 ③～令和6.11.23	令和7.1.16	令和7.1.23	令和7.1.23
				～令和7.5.22		

(参考) 東京都会計事務規則第76条第1項第28号に基づき資金前渡で支払うことのできる経費について(令和4年3月31日付3会管第905号会計管理局通知)

ア 規則第76条第1項第1号から第27号に該当しない経費であること。
 (ア) 社会取引の通念上又は慣行等により支払う運賃、郵便切手に要する経費、専社掛線料、入場料、振込手数料

(イ) その他、事業の性質、経費の内容等からやむを得ないと判断されること。
 例: 鉄道会社に支払う運賃、郵便切手に要する経費、契約手続に応じるものい、
 例: 突発的事務事業のため必要な物件の調達等に要する経費、契約手續に応じるものい、
 (ウ) タクシーパン券使用時の不足額に係る経費

(重点監査事項)(歳出)

(4) 補助要綱に基づき事業効果等を公表させるべきもの

障害者施策推進部は、障害者支援施設等におけるデジタル技術等活用支援事業実施要綱(令和4年3月29日付3福保健施第3283号)に基づき、表8の2件の補助事業を実施している。本補助事業は、表8の補助金交付要綱に基づき補助金交付を行っており、事業実施に当たっては国庫補助を受けている。これらの補助金交付要綱第12条第3項では、国の事業実施要綱の定めに基づき、表9のとおり、補助事業者は、全国の障害者福祉サービス事業者等におけるデジタル機器又はロボット介護機器導入の参考に資すること目的として、導入製品の内容や導入効果等(以下「事業効果等」という。)についてホームページ等により公表しなければならないと定めている。

そこで、監査日(令和7年5月27日)現在、補助事業が完了している令和5年度の補助事業者190事業者の中107事業者について、補助事業者のホームページにより事業効果等を公表しているか確認したところ、ホームページによる公表を行っていた事業者は15事業者であった。また、部は、補助金交付要綱の規定の目的は、事業効果等を広く公表して他の障害福祉サービス事業者等がデジタル機器又はロボット介護機器の導入を行う際の参考に資することであるため、ホームページに限らず、広報誌や各種SNS等などにより他の障害福祉サービス事業者等に対して公表を行っているが、補助事業者がどのように事業効果等を公表したかの状況について把握しておらず適切でない。

部は、補助事業者に対して、補助要綱に基づき事業効果等を公表させられたい。

(福祉局)

(表8) 障害者支援施設等におけるデジタル技術等活用支援事業について

補助事業名	障害者支援施設等デジタル技術等活用支援事業	デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援事業
補助金 交付要綱	障害者支援施設等デジタル技術等活用支援事業補助金交付要綱(令和6年6月4日付6福保健施第169号)	デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援事業補助金交付要綱(令和6年6月4日付6福保健施第233号)
補助対象 事業者	障害者支援施設、障害児入所施設(福祉型・医療型)、共同生活援助事業所	障害福祉サービスを提供する都内の施設・事業所(左記の対象施設を除く)
補助対象 経費	デジタル機器、ロボット介護機器、機器選定等に関するコンサルティング経費	福祉・介護業務支援システム導入等経費システムを活用した業務改善に関するコンサルティング経費
令和5年度	22施設	168事業所
補助実績	障害福祉分野のロボット導入支援事業	障害福祉分野のICT導入モデル事業実施要綱・地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業実施要綱
根拠	実施要綱	

(表9) 交付要綱に基づき補助事業者が実施すべき事項

障害者支援施設等デジタル技術等活用支援事業補助金交付要綱	補助事業者は、全国の障害福祉サービス事業者等におけるデジタル機器又はロボット介護機器導入の参考に資するよう、導入製品の内容や導入効果等についてホームページ等により公表しなければならない。
デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援事業補助金交付要綱	補助対象事業者は、全国の障害福祉サービス事業者等におけるデジタル機器導入の参考に資するよう、導入製品の内容や導入効果等についてホームページ等により公表しなければならない。

(重点監査事項) (歳出)

(5) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の提出について

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）については、課税事業者が課税対象となる取引を行った場合に納稅義務が生じるが、生産、流通、販売といった取引の各段階で課税の累積を排除するよう、課税売上げに対する消費税等額から課税仕入れに係る消費税等額を控除（以下「仕入税額控除」という。）した金額を納稅する仕組みとなつていて（消費税法（昭和63年法律第108号）第30条第1項）。

事業者に対して交付された補助金は、消費税法上、不課税（消費税法基本通達5-2-15）に該当することになるが、消費税等の課税事業者である補助事業者が補助金を原資として補助対象物を購入することは課税仕入れに該当する。そのため、上記の仕組みにより、消費税等を仕入税額控除した場合には、補助事業者はこれに係る消費税等を実質的に負担していないことなる。

このことから、補助事業において、補助事業者が補助対象経費中の消費税等について確定申告で仕入税額控除を行う可能性がある場合は、仕入控除税額分の補助金交付要綱等に定め、補助事業完了後、確定申告により消費税等の仕入税額控除が確定した場合に、補助事業者に対して仕入控除税額を報告させ、仕入控除税額分の補助金の返還を求める必要がある。

障害者施策推進部では、表1-0の補助事業について、それぞれの交付要綱において表1-1のとおり補助事業者に対して消費税等に係る仕入控除税額報告書（以下「報告書」という。）の提出を求めており、表1-0の補助事業における報告書の提出状況を確認したところ、次のとおりであった。

ア 補助事業者に対して速やかに報告書の提出を求めるべきもの

表1-0項目番号1の事業では、令和3年度から令和5年度までの補助事業者に対して、監査日（令和7年5月27日）現在、報告書の提出依頼を行っていない。また、令和2年度の補助事業者に対しては、令和4年2月8日付けで消費税等の確定申告義務がない補助事業者に対してのみ報告書の提出依頼を行っており、確定申告義務がある補助事業者に対しては報告書の提出依頼を行っていない。

法人の確定申告は、通常、法人の事業年度終了の翌日から2か月以内に行うこととされており、監査日現在、令和2年度からの補助事業者は消費税等の仕入控除税額が確定していることから、補助事業者から報告書の提出を受けないことは適切でない。

部は、補助事業者に対して速やかに報告書の提出を求めて消費税等に係る仕入控除税額を把握し、必要に応じて補助金の返還を求められたい。

イ 適切な時期に報告書の提出を求めるよう、委託契約における業務内容を定めるべきもの

表1-0項目番号2の事業は、補助金交付手続に係る業務を表1-2のとおり公益財團法人東京都福祉保健財团（以下「財團」という。）に委託している。本事業は、令和6年度から開始した事業